

令和8年太子町公告第20号

令和8年度普通財産売払に係る一般競争入札実施公告

下記普通財産の売払について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、入札に参加する者に必要な資格、入札場所及びその他入札について必要な事項を、次のとおり公告する。

令和8年5月1日

太子町長 田中 祐二

1. 一般競争入札に付する売払物件

物件番号	物件の所在地	地目	面積	地役権の設定				予定価格 (最低入札価格)
				原因	目的	範囲	要役地	
1	南河内郡 太子町 大字山田 4450番	田	125㎡	昭和37年 12月10日 設定	電気工作物の所有並に保守保全のため地役権者の立入及通行を許し且所有権者は建造物等を施設し又は立竹木を植栽するなど電線路保守上障害となる行為が出来ない。	地役権の設定なし	南河内郡 太子町 大字畑 754番5	438,000円
	南河内郡 太子町 大字山田 4451番		191㎡			土地の中央で両保安線間の11間内で北側保安線5・5間、南側保安線2・7間の帯状の1畝8歩（地役権図面綴込帳第1冊243号）		
	南河内郡 太子町 大字山田 4452番	山林	9.91㎡			地役権の設定なし		
	南河内郡 太子町 大字山田 4453番	田	231㎡			土地の中央で両保安線間11間内で北側保安線5間南側保安線3・1間内の帯状の1畝18歩（地役権図面綴込帳第1冊244号）		
	南河内郡 太子町 大字山田 4454番		320㎡			土地の西南角から東南に1・3間の所を起点に東北に5・3間の所を東南に13・2間の地点と前起点から東南に12・8間の所から東北に5・7間の地点とを結ぶ2畝3歩（地役権図面綴込帳第1冊245号）		
	南河内郡 太子町 大字山田 4455番		479㎡			土地の西南角を起点に北に2・8間の所から東北に1・6間東南に12・8間の地点と前起点から東南に11・2間の所から東北に3・3間の地点とを結ぶ1畝12歩（地役権図面綴込帳第1冊246号）		
	南河内郡 太子町 大字山田 4456番		280㎡			土地の西北角を起点に東に11・2間から西南に3・5間の地点と前起点から西南に2・3間の所から東南に9・2間の地点とを結ぶ28歩（地役権図面綴込帳第1冊247号）		
	南河内郡 太子町 大字山田 4457番		142㎡			土地の西北角を起点に東南に9・4間から西南に5・5間の地点と前起点から南に5・2間東南に2・8間の地点とを結ぶ26歩（地役権図面綴込帳第1冊248号）		
南河内郡 太子町 大字山田 4468番	214㎡		地役権の設定なし					

※現状有姿での売買とする。地下埋設物、残置物、土壌汚染含む環境上の瑕疵その他売買物件の契約不適合について、本町は一切の契約不適合責任を負わないものとする。

※売買物件の土地の一部には地役権が設定されているため、物件調書等を確認し地役権の継承について承諾したうえで入札に参加すること。また、売買物件を譲渡する場合又は使用収益権を設定する場合は、地役権を含む権利義務を第三者に承継しなければならない。

※予定価格は、当該物件における最低入札価格であり、予定価格未満での入札は無効とする。

2. 用途指定条件

- (1) 当該物件は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条により農業振興地域に指定されており、同法第8条第2項第1号により農用地区域となるため、当該用途に供さなければならない。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途に使用しないこと。
- (3) 太子町暴力団排除条例（平成25年条例第20号）第2条第1号から第3号又はその他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用しないこと。
- (4) 葬祭場等に類する多数の人が集まる施設、墓地・霊園、宗教施設など、その他近隣・周辺環境との調整が困難と想定される事業の用途。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用途に使用しないこと。
- (6) 公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途。

3. 入札の参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録している法人とする。ただし、次の各号に掲げるものは入札に参加することができない。また、代理人としても参加できない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実のあった日から3年を経過していない者
- (3) 太子町暴力団排除条例（平成25年条例第20号）第2条第1号から第3号に該当する者
- (4) 市町村税の滞納者
- (5) 公序良俗に反する目的に使用しようとする者
- (6) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類する目的で使用しようとする者
- (7) 国又は地方公共団体から入札参加停止を受けている者
- (8) 本町の普通財産に関する事務に従事する職員
- (9) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可の権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有していない者

4. 入札参加申込に関する事項

- (1) 入札参加申込みの受付期間及び受付場所は、次のとおりとする。

受付期間	令和8年6月26日（金）から令和8年7月31日（金）まで 午前9時から午後5時まで ※閉庁日（土・日曜日、祝日）は除く。
------	--

受付場所	〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地 太子町役場本庁舎 3 階 太子町 政策総務部 総務財政課 (連絡先) 0721-98-0300
------	---

(2) 提出書類及び提出方法は、次のとおりとする。(各 1 部)

提出書類 (個人の場合)	① 普通財産売払一般競争入札参加申込書 ② 誓約書 ③ 市町村税の完納証明書 ④ 発行後 3 ヶ月以内の住民票及び印鑑登録証明書 ⑤ 身分証明書 ⑥ 登記されていないことの証明 ⑦ 買受適格証明書 ⑧ 共有者持分申出書 (※共有者がいる場合) ⑨ 委任状 (※代理人による入札及び契約を希望する場合)
提出書類 (法人の場合)	① 普通財産売払一般競争入札参加申込書 ② 誓約書 ③ 市町村税の完納証明書 ④ 発行後 3 ヶ月以内の履歴事項全部証明書 (又は現在事項全部証明書) 及び 印鑑証明書 ⑤ 買受適格証明書 ⑥ 共有者持分申出書 (※共有者がいる場合) ⑦ 委任状 (※代理人による入札及び契約を希望する場合)
提出方法	上記提出書類に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、受付期間内に持参 または郵送 (一般書留郵便又は簡易書留郵便) すること。※郵送の場合受付期 間内必着
送付先	〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地 太子町 政策総務部 総務財政課 (連絡先) 0721-98-0300

※提出された書類は返却しない。

※「身分証明書」とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明するものをいい、本籍地を管轄する市区町村で申請してください。(配付開始日以降に発行されたものに限ります。)

※「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人の登記がされていないことを証明するものをいい、詳細は最寄りの法務局等に確認すること。(公告日以降に発行されたものに限る。)

※「買受適格証明書」とは、入札者が農地法の許可を受ける見込みがあることを、農業委員会が証明するものをいい、発行にかかる申請書やスケジュール等の詳細は太子町まちづくり推進部環境農林課に確認すること。(配付開始日以降に発行されたものに限ります。なお、買受適格証明書の発行申請の受付期限は令和 8 年 6 月 25 日 (木) までのため注意すること)

5. 入札及び開札に関する事項

(1) 入札書等の受付期間は、次のとおりとする。

受付期間	令和 8 年 8 月 28 日 (金) から令和 8 年 9 月 28 日 (月) まで 午前 9 時から午後 5 時まで ※閉庁日 (土・日曜日、祝日) は除く。
------	--

(2) 提出書類及び提出方法

提出書類	① 入札書（町指定入札書郵送用封筒に封入のこと） ② 入札保証金提出書（領収済の納入通知書兼領収書の写しを貼付すること） ③ 入札参加証の写し ④ 入札保証金還付請求書
提出方法	上記入札受付期間中に、入札書類を持参または郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便）すること。※郵送の場合受付期間内必着
送付先	〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地 太子町 政策総務部 総務財政課 （連絡先）0721-98-0300

(3) 入札保証金に関する事項

入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上を、本町が発行する納入通知書にて本町の公金収納取扱金融機関で、指定する期日までに納付すること。落札者以外の入札保証金は、入札後すみやかに入札参加者に返還する。

入札保証金は、その受付期間について利息を付けない。

落札者の入札保証金は、契約締結後返還するか若しくは契約保証金の一部に充当することができる。

なお、落札者が、本町が指定する期日までに契約を締結しない場合、入札保証金は本町に帰属する。

(4) 開札の日時及び場所

開札日	令和 8 年 9 月 29 日（火）午後 2 時から
場 所	〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地 太子町役場 3 階 第 1 会議室
その他	傍聴する場合は、入札参加証（原本）を持参すること。

(5) 入札無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札に参加する資格の有しない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
- ② 入札金額が予定価格に達しない入札
- ③ 指定の日時までに入札書が本町に到着しなかった入札
- ④ 指定された郵送方法（一般書留郵便又は簡易書留郵便）以外の方法で郵送された入札
- ⑤ 入札保証金を納付していない者の入札
- ⑥ 記名押印を欠く入札
- ⑦ 金額を訂正した入札
- ⑧ 誤字、脱字等で意思表示が不明瞭である入札
- ⑨ 明らかに談合と認められる入札
- ⑩ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 以上の代理をした者の入札
- ⑪ その他入札に関して不正行為があったとき。

6. 落札者の決定方法、契約保証金及び売買代金の納入方法

- (1) 入札価格が予定価格以上で、かつ、最高価格による入札者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が 2 者以上ある場合は、直ちにくじによって落札者を決定する。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。落札者は納入期限（契約締結まで）ま

でに、本町が発行する納入通知書にて本町の公金収納取扱金融機関で納付すること。納付にあたっては、既納の入札保証金を充当することができる。

ただし、契約締結日に売買代金を全額納付する場合は、納付の必要はない。また、契約保証金は売買代金の一部に充当する。

落札者は、契約締結後 30 日以内に売買代金（※既に契約保証金を納付済の場合は、契約保証金控除後の売買代金となる。）を一括して納入すること。

また、納入期限までに、売買代金が完納されない時は契約を解除する。この場合、契約保証金は町に帰属する。

(3) 入札参加申込者、落札者が不在の物件については、先着順により売払う。

7. その他注意事項

(1) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正または不誠実な行為があった場合は、入札参加を認めないことがある。

(2) その他詳細については、「令和 8 年度普通財産売払実施要領」に示すとおりとする。

8. 問合わせ先

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地 太子町役場

太子町 政策総務部 総務財政課 (連絡先) 0721-98-0300 Mail:soumu@town.taishi.osaka.jp

太子町 まちづくり推進部 環境農林課 (連絡先) 0721-98-5522